

公立大学法人会津大学職員安全衛生管理規程

(平成18年4月1日規程第48号)

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 安全衛生管理体制(第5条—第14条)

第3章 健康の保持増進のための措置(第15条—第21条)

第4章 雑則(第22条—第23条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)その他の法令に別の定めがあるもののほか、公立大学法人会津大学職員就業規則第42条の規定に基づき、職員の安全及び衛生の管理に関し必要な事項を定める事を目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、別に定められている福島県職員安全衛生管理規程(昭和58年福島県訓令第11号)、福島県安全衛生管理規程運用方針、基準、実施要領等(以下「県規程等」という。)を準用する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 雇用形態等にかかわらず、公立大学法人会津大学(以下「法人」という。)が雇用するすべての労働者をいう。
- 二 会津大学事業場 法人のうち会津若松市一箕町大字鶴賀地区にあるすべての敷地及び施設をいう。
- 三 会津大学短期大学部事業場 法人のうち会津若松市一箕町大字八幡地区にあるすべての敷地及び施設をいう。

(理事長の責務)

第3条 本学の理事長(以下「理事長」という。)は、快適な職場環境の実現を図るとともに、職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

(職員の義務)

第4条 職員は、安全及び健康の管理上必要な事項について、理事長、第9条に規定する産業医
その他安全衛生管理に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければな
らない。

第2章 安全衛生管理体制

(衛生管理者)

第5条 理事長は、会津大学事業場及び会津大学短期大学部事業場(常時50人以上の職員を雇用
している場合に限る。)それぞれに勤務する職員のうちから法第12条第1項に規定する衛生管
理者を労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。)第7条第1項
第4号に定める基準に従い選任するものとする。

(衛生管理者の職務)

第6条 衛生管理者は、法第10条第1項各号の衛生に係る技術的事項に関する職務を行う。

(衛生推進者)

第7条 理事長は、会津大学短期大学部事業場(常時10人以上50人未満の職員を雇用している
場合に限る。)に勤務する職員のうちから法第12条の2に規定する衛生推進者を1人選任する
ものとする。

(衛生推進者の職務)

第8条 衛生推進者は、法第10条第1項各号の業務(衛生に係る業務に限る。)を担当する。

(産業医)

第9条 会津大学事業場及び会津大学短期大学部事業場(常時50人以上の職員を雇用している
場合に限る。)それぞれに、法第13条の産業医を置く。

2 産業医は、医師のうちから理事長が選任するものとする。

(衛生委員会)

第10条 会津大学事業場及び会津大学短期大学部事業場(常時50人以上の職員を雇用してい
る場合に限る。)それぞれに、法第18条第1項の規定による衛生委員会を置く。

2 衛生委員会は、法第18条第1項に規定する事項を調査審議する。

(衛生委員会の組織及び委員の任期)

第11条 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

一 大学運営を統括管理する者又はこれに準ずる者の中から理事長が指名した者 1人

- 二 衛生管理者のうちから理事長が指名した者 1人
 - 三 法人を担当する産業医 1人
 - 四 職員のうち衛生に関し経験を有する者のうちから理事長が指名した者 3人
- 2 当該委員会の議長は、前項第一号に掲げる委員になるものとする。
- 3 第1項第一号に掲げる委員以外の委員の半数は、当該事業場に職員の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては職員の過半数を代表する者の推薦により指名しなければならない。

(衛生委員会の委員の任期)

第12条 衛生委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(衛生委員会の運営)

第13条 衛生委員会は、議長が招集する。

- 2 衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 衛生委員会の庶務は、各事業場の総務担当係が行う。
- 4 その他必要な事項は、別に定める。

(関係職員の意見の聴取等)

第14条 会津大学短期大学部事業場(衛生委員会を設置しない場合に限る。)について、理事長は、規則第23条の2の規定により関係職員の意見を聴くための機会を設け、意見を聴取しなければならない。

第3章 健康の保持増進のための措置

(職場環境の維持管理)

第15条 理事長は、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務場所、勤務内容等に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止及び清潔保持に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康の保持増進のための措置)

第16条 理事長は、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康診断)

第17条 法人が行う健康診断は、定期健康診断、特別健康診断、新規採用職員健康診断、婦人科健康診断、人間ドック健康診断、VDT作業従事職員健康診断及び臨時健康診断とする。

2 前項の健康診断は、医師又は医療機関を指定して行うものとする。

3 定期健康診断は、全ての職員（人間ドック健康診断の受診の対象となる職員を除く。）に対し毎年1回定期に行う。

4 特別健康診断は、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。)第22条に規定する業務又はこれに準ずる業務に従事する職員について毎年定期に行う。

5 新規採用職員健康診断は、新規採用職員の雇入れ時に行う。

6 婦人科健康診断は、該当する女子職員（人間ドック健康診断の受診の対象となる職員を除く。）に対し、毎年1回定期に行う。

7 人間ドック健康診断は、該当する職員に対し、中高年齢者層の生活習慣病罹患の予防及び早期発見のために毎年1回定期に行う。

8 VDT作業従事職員健康診断は、VDT作業に従事する職員で該当するものに対し、毎年1回定期に行う。

9 臨時健康診断は、職員の健康管理上必要があるときに随時行う。

10 第1項に掲げる健康診断の検査項目、該当基準等については、県規程等に準じる。

(健康診断受診義務)

第18条 理事長は、当該所属職員が定められた期間内に健康診断を受診できるよう配慮しなければならない。

2 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受診しなければならない。ただし、他の医師又は医療機関において当該健康診断に相当する健康診断を受診しその結果を証明する書を理事長に提出したとき又は特別な事由のあるときは、この限りでない。

(健康診断の結果の通知)

第19条 理事長は、健康診断の結果を別表健康管理指導区分により判定し、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康診断個人票)

第20条 理事長は、職員の健康管理に関する指導に活用するため、前条の職員の健康診断の結果について健康診断個人票を作成し、これを保存しなければならない。

(事後措置)

第21条 理事長は、第19条の規定により判定した指導区分に応じ、別表の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置をとらなければならない。

2 前項の規定による事後措置の決定については、当該健康診断をした医師又は産業医の意見を聴くものとする。

第4章 雑則

(秘密の保持)

第22条 職員の健康管理業務に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第19条、第21条関係)

健康管理指導区分及び事後措置の基準

健康診断名	健康管理指導区分		事後措置の基準	
	区分	判定基準		
定期健康診断	異常なし	異常を認められないもの		
(胸部X線検査(間接撮影))	要精検	精密検査を必ず受ける必要のあるもの	必要な検査を受けるように指示すること。	
定期健康診断	異常なし	異常を認められないもの		
(胸部X線検査(精密検査))	生活規制の面	A (要休業)	勤務を休む必要のあるもの	療養のため休暇、退職等により一定期間勤務させない必要があること。
		B (要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務場所、職務若しくは勤務時間の変更又は休暇により勤務を軽減し、かつ、超過勤務、休日勤務、宿日直勤務及び出張をさせない必要のあること。

		C (要注意)	勤務をほぼ平常に行 ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務、休日勤務及び出張を 制限する必要があること。
		D (正常生活)	正常生活でよいもの	
	医 療 面	1 (要医療)	医師による直接の医 療行為を必要とする もの	必要な治療を受けるように指示すること。
		2 (要観察)	定期的に医師の観察 指導を必要とするも の	経過観察をするための検査及び発病又は再 発の防止のための指導等を受けるよう指示 すること。
		3 (観察不要)	医師による直接の医 療行為又は指導を必 要としないもの	
	その他 の健康 診断	異常なし	異常を認められない もの	
要注意		日常生活に注意する 必要のあるもの		
要精検		精密検査を必ず受け る必要のあるもの	必要な検査を受けるよう指示すること及び その検査結果について当該医師と協議し必 要な措置をとること。	

附 則

- 1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。